

重要事項説明書

(訪問介護／介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業)

福祉サービスリズム

当事業者が提供する訪問介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 福祉サービスリズムの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

名称	福祉サービスリズム
所在地	山口県山口市吉田2477番地18
電話番号	083-981-4683
FAX番号	083-996-4539
法人の種別及び名称	合同会社福祉サービスリズム
代表者職	代表社員
代表者指名	菅原浩巳
管理者指名	菅原浩巳
介護保険事業所番号	3570303713
介護保険指定年月日	令和3年5月1日
総合事業指定年月日	令和3年7月1日
通常の事業の実施地域	山口市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休み。（サービス提供日についても原則同じ）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 サービス提供時間は午前7時から午後8時まで。それ以外の時間は応相談。

(3) 職員体制

職種	資格	勤務の体制
管理者（兼務）	介護職員初任者研修	常勤 1人
サービス提供責任者（兼務）	介護福祉士	常勤 1人
サービス提供責任者（兼務）	介護福祉士	非常勤 1人
従業者	介護福祉士	非常勤 4人
	介護職員初任者研修	非常勤 3人
	ヘルパー2級	非常勤 2人

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	×	×	×	×	

休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休み
-----	--------------------------------

2 サービス内容

（1）身体介護

- ・ 食事介助、服薬介助、口腔清拭、安全確認 水分補給 等
- ・ 全身浴 浴室への誘導・介助、衣類着脱、洗身、洗髪 等
- ・ 部分浴 足浴、手浴 等
- ・ 清拭 全身清拭、部分清拭、衣類着脱、観察 等
- ・ 排泄介助 トイレ等への誘導・介助、おむつ交換 等
- ・ 身体整容 爪切り、衣類着脱、整髪、ひげそり 等
- ・ 移動 体位変換、移動介助、移乗介助、外出介助、通院介助
- ・ 自立支援 共に行う調理・家事、安全の見守り、意欲関心の引き出し
- ・ その他

（2）生活援助

- ・ 買物等 日常品の買い物、薬の受け取り
- ・ 調理 配膳、片付け、一般的な調理
- ・ 洗濯、洗濯物干し、取り入れ・収納、アイロン掛け
- ・ 掃除 居室・トイレ等の清掃、ゴミ出し 等
- ・ 寝具手入れ

（3）通院等乗降介助

- ・ 自宅から病院への通院
- ・ 乗り降りの介助

※サービス計画書に記載されていないサービスの提供を行う事ができません。

3 利用料金

（1）訪問介護の利用料（要介護の方）

介護保険適用の訪問介護利用料金（個人負担額1回当たり）

内容	時間	自己負担額		
		1割	2割	3割
身体介護が中心である場合	20分未満	167円	334円	501円
	20分以上30分未満	250円	500円	750円
	30分以上1時間未満	396円	792円	1,188円
	1時間以上 30分を増すごと	579円 +84円	1,158円 +168円	1,737円 +252円
生活援助が中心である場合	20分以上45分未満	183円	366円	549円
	45分以上	225円	450円	675円
通院等乗降介助（別途要運賃）	—	99円	198円	297円

（2）第1号訪問事業の利用料金（要支援の方）※訪問介護相当サービス

内容	自己負担額（1か月の料金）			
	1割	2割	3割	
週1回程度の利用	1,176円	2,352円	3,528円	原則要支援1・2

週 2 回程度の利用	2,349 円	4,698 円	7,047 円	原則要支援 1・2
週 2 回程度を超える利用	3,727 円	7,454 円	11,181 円	原則要支援 2 のみ

第 1 号訪問事業の利用料金（要支援の方） ※指定事業者訪問型サービス（訪問型サービス A-①）

内容 ※身体介護を伴わない 生活支援サービス	自己負担額（1 か月の料金）			
	1 割	2 割	3 割	
週 1 回程度の利用	1,020 円	2,040 円	3,060 円	原則要支援 1・2
週 2 回程度の利用	2,040 円	4,080 円	6,120 円	原則要支援 1・2
週 2 回程度を超える利用	3,240 円	6,480 円	9,720 円	原則要支援 1・2

（3）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

区分	内容	自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 （1 月につき）	200 円	400 円	600 円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急 にサービスを提供した場合（1 回につき）	100 円	200 円	300 円
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時 ～8 時）にサービス提供する場合	上記基本部分の 25%		
深夜加算	午後 10 時～午前 6 時にサービス提供す る場合	上記基本部分の 50%		
介護職員等処遇 改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 22.4%		
特定事業所加算 Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の 10.0%		

（4）交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から 5 キロ未満は無料
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から 5 キロ以上は 500 円

（5）介護保険外サービスの提供について

① 提供内容（生活援助相当）

- ・介護保険適応外の受診付き添い（病院までの移動にかかるタクシー代などは利用者負担）
- ・外出時の同行（買い物・昼食などの同伴等タクシー代や食事代金は利用者負担）
- ・地域支援事業適応外の方で、ゴミ捨てはゴミ袋に分別されたゴミを指定ゴミ捨て場又はゴミ焼却場までの運搬
- ・衣替え（カーペットや毛布などの洗濯）
- ・仏壇の掃除と花の入れ替えなど
- ・お歳暮・お中元・贈答品・花・電化製品・嗜好品・利用者以外の買い物など
- ・おせち料理やおはぎなどの特別な調理

- ・見守り支援
 - ・緊急対応・救急車への同乗
 - ・介護保険適応外の掃除※介護保険外サービス提供中の事故・破損などに関する人・物への損害賠償責任は負いません。
- ※上記以外の提供については、相談に応じます。

提供できない内容

- ・灯油などの危険物は対応しない
- ・エアコン・扇風機などの分解・掃除などはしない

② 料金

提供時間	利用料金（介護保険外料金）
30 分	1, 500 円

③その他

- ・当法人利用者のみに限定とする。

（6）その他

- ① 利用者の住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者負担になります。
- ② 料金のお支払い方法 原則的に、1 ヶ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月 15 日までに郵送させていただきます。お支払いは、口座振替または指定口座へのお振込みでお願いします。

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに申し出て下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご当該家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月遅延し、事業所からの料金支払の催促にもかかわらず 10 日以内に支払がない場合 および、利用者または当該家族などが当事業所のサービス従

業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

5 サービス利用の留意事項

感染症等の対応について

- ・万が一、感染症、身体状況等によっては、ご利用をお断りする場合があります。
- ・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ・訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ・訪問中の喫煙はご遠慮ください。

6 サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

7 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を契約書別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

8 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9 記録

当事業所は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、当該家族に速やかに連絡し主治医に連絡する等必要な対応を行います。

連絡先①	氏名	続柄
	連絡先	電話 ()
連絡先②	氏名	続柄
	連絡先	電話 ()
主治医	病院名 医師名	
	連絡先	電話 ()

11 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

福祉サービスリズム

担当 管理者 菅原浩巳、サービス提供責任者 上野由華 電話 083-981-4683

② その他当事業所以外に、県や市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

山口市介護保険課 083-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会 083-995-1010

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 合同会社福祉サービスリズム
住所 山口県山口市吉田 2 4 7 7 番地 1 8
代表者 代表社員 菅原浩巳

説明者 福祉サービスリズム

氏名 上野 由華 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 山口県山口市黒川 729-2 ハートホーム平川 B610

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印